

第2号議案

県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定により、別紙のとおり制定する。

令和3年7月13日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、法及び附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 教育委員会は、別に定める学校に協議会を置く。

(協議会の目的)

第三条 協議会は、教育委員会及び対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の権限と責任の下、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、対象学校と、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(学校運営に関する基本的な方針)

第四条 法第四十七条の五第四項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 学校経営計画に関すること。
- 二 組織編成に関すること。
- 三 学校予算の編成及び執行に関すること。
- 四 施設の管理及び施設、設備等の整備に関すること。
- 五 学校評価に関すること。
- 六 その他教育委員会又は対象学校の校長が対象学校の運営に関して必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第四十七条の五第四項の規定により協議会の承認を得た学校運営に関する基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見)

第五条 協議会は、法第四十七条の五第六項又は第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、予め当該意見に係る対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

2 法第四十七条の五第七項の対象学校の教職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項は、第三条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(ただし、特定の個人に係るものを除く。)とする。

(学校運営に関する評価)

第六条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 第三条に規定する協議会の目的を実現するため、協議会は、法第四十七条の五第五項の対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報に加えて、前条の規定による評価の結果に関する情報を地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に提供するように努めるものとする。

(委員の任命)

第八条 協議会の委員は二十人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 対象学校の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校共同活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 対象学校の校長

五 学識経験者

六 関係行政等機関の職員

七 その他教育委員会が適当と認める者

2 対象学校の校長は、当該対象学校の協議会の委員にふさわしい者を教育委員会に推薦することができる。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。
(任期)

第九条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような言動を行うこと。

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第十一条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

一 本人から申出があった場合

二 前条の規定に反した場合

三 その他解任に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、当該対象学校の協議会の委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を速やかに教育委員会に報告するものとする。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第十二条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長は会長及び副会長となることはできない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十三条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されないときは、対象学校の校長が招集するものとする。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。

5 会長は会議録を作成し、保管しなければならない。

(意見の聴取等)

第十四条 会長は、議事の審議上必要があると認めるとき、対象学校の校長と協議の上、委員以外の議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第十五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、十人以内とし、委員及び対象学校の教職員のうちから会長が指名する。

3 前三条の規定は、部会について準用する。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(会議の公開)

第十六条 協議会(部会を含む。以下同じ。)の会議は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、次に掲げる場合については、協議会の議決により公開しないことができる。

一 対象学校の児童生徒、教職員等に係る個人情報を取り扱うことが予想される事項について審議する場合

二 教職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

三 前二号のほか、協議会が特に公開すべきではないと認められた事項について審議する場合

2 会議を傍聴しようとする者は、予め会長に申し出なければならぬ。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十七条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供及び説明に努めなければならない。

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定の概要

1 制定理由

「学校運営協議会」は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度で、平成29年3月の法改正により設置が教育委員会の努力義務となっている。

このことに伴い、本県教育委員会においても、学校設置者として、学校運営協議会の設置推進を図るため、新たに教育委員会規則を定めるもの。

2 主な制定内容

- (1) 県立学校における学校運営協議会の目的について定める。
- (2) 学校運営協議会の組織・運営等の基本事項について定める。
- (3) 学校運営協議会委員の秘密保持義務について定める。
- (4) 学校運営協議会の運営その他の学校運営協議会に関して必要な事項は宮城県教育委員会教育長が定める。

3 学校運営協議会パイロット校（3校）

志津川高校，中新田高校，松島高校

4 施行期日

令和3年8月1日